

令和3年度 第2回 福岡県環境審議会 議事録

日時：令和3年11月9日（火）

13時30分～15時30分

場所：福岡県庁3階 講堂

（環境政策課：牧草企画広報監）

牧草と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。議事に入ります前に、環境部長の小磯より御挨拶申し上げます。

（環境部：小磯部長）

みなさんこんにちは。まず委員の皆様におかれましては、本日、お忙しい中、環境審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、本県の環境行政につきまして、平素から格別のご協力をいただき、重ねて厚くお礼を申し上げます。

さて、環境を取り巻く問題でございますけれども、温室効果ガスを削減し、そして地球温暖化、気候変動にブレーキをかけようとする取組として、国連気候変動枠組条約の締約国会議、COP26がイギリスで開催されており、連日そのニュースが新聞等で報道されているところでございます。

地球温暖化、そしてそれに伴う気候変動につきましては、本県におきましても5年連続で大雨による災害に合ったことのほかに、熱中症の増加や、農作物の品質低下など、様々な分野で大きな影響をもたらしているところでございます。

加えて、生物の生態系にも影響を与えまして、人と野生動物の生存領域が接することで、新たな人獣共通感染症の発生のおそれも考えられ、人と動物の健康、環境の健全性はひとつのものであるというワンヘルスの観点からも重要な課題となっているところでございます。

この他にも環境問題といたしまして、海洋におきましては、陸地から大量のプラスチックが流れ込み、細かく砕かれてマイクロプラスチックになっていくことなどで大規模の汚染が懸念されております。プラスチックの対策につきましては、11月10日から、福岡市のマリメッセ福岡で、西日本最大級の食品業界の商談展示会が開かれることになっております。

この展示会におきまして、プラスチックに代わる代替品として、12の企業が製造した代替プラスチック製品をブースを使ってPRをしていこうと考えております。

そして、実際にこの代替容器を使用した弁当販売も行って、さらにPRをしていきたいというふうに考えてるところでございます。

このように県といたしましても、環境問題一つ一つに真摯に取り組んで参りたいと考えております。

本日の審議会でございますが、御案内のとおり、部会決議報告3件、それと今申し上げました近年の環境を取り巻く背景を踏まえまして、本県環境施策の基本的な方向を示します、新たな環境総合ビジョン、脱炭素社会を目指します地球温暖化対策実行計画、生物多様性の保全を図る生物多様性戦略、これらにつきまして、現時点での案について御説明をさせていただきたいと思っております。いずれも本県の環境行政における重要事項でございます。

御審議のほど、何卒宜しくお願いいたします。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(環境政策課：牧草企画広報監)

ここで事務局から御報告申し上げます。本日は、会長及び委員36名中20名の出席で、半数以上の御出席をいただいております。従いまして、福岡県環境審議会条例第5条第2項の規定により、会議が成立しておりますことを御報告を申し上げます。

本日、沼舘委員、森下委員につきましては、代理にて、

- ・九州経済産業局資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課長 今村 様
- ・九州地方整備局企画部 環境調整官 鈴木 様

に御出席いただいております。

それでは、本日使用いたします資料の確認をお願いいたします。

お手元に資料リストをお配りしておりますのでそれをもとに御確認をいただければと思います。資料の不足がございましたら、挙手をいただいて事務局にお知らせをください。よろしいでしょうか。

会議につきましては、福岡県環境審議会条例第5条第1項により会長が議長になることが規定されております。これからの議事につきましては、浅野会長に進行をお願いいたします。浅野会長よろしくお願いいたします。

(浅野会長)

どうぞよろしくお願いいたします。

前回の会議以降、国の大きな動きということを行いますと、10月22日に閣議で色々な決定が行われておりますが、もうすでに報道もされておりましたとおりでありますけれども、我が国のエネルギー基本計画の改定について、閣議決定が行われ、同日、地球温暖化対策計画、それからパリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略、さらに気候変動適応計画、この4つの計画、あるいは政策方針が決定されております。

すでに従来の計画よりもはるかに早く、脱炭素に向けてこの国の舵取りをしなくてはいけないということが正式に決まったわけでございます。エネルギー計画や気候温暖化対策計画については、現実にもその実現を図るのはかなり難しいという声もある中でありますけれども、国際的な状況の中で我が国だけが悠長に構えることはできないということで、原案どおり決

められたということでもあります。これを受けまして、本県の計画についても、この国の考え方を十分に踏まえながら、本県としての取組を考えなければならないと思いますので、本日の審議についてはどうぞ皆様、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、前回の審議会で部会に付託をし、部会でお決めいただいたことについて、報告を受けることにいたします。

3つございまして、まず温泉部会から温泉法に基づく動力装置の許可申請について、審議をいただきましたので、糸井温泉部会長から説明をいただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

(糸井温泉部会長)

温泉部会、部会長の糸井です。温泉部会の審議の結果とそれに基づく答申について御報告いたします。お手元の資料1を御覧下さい。

なお、個別の許可に関する審議内容につきましては個人情報等を含みますので、会議は非公開で行っております。公開でありますこの場での御説明は、申請件数と審議の結果のみとさせていただきます。

従いまして、傍聴者の方々への配付資料につきましては、申請件数と審議の結果のみの記載にとどめさせていただいております。委員の皆様にお配りしております資料につきましても、取扱いには御注意いただくよう、お願いいたします。

令和3年5月25日に諮問がなされ会長から付託を受けました。動力の装置の許可申請2件につきまして、同年6月30日に温泉部会を開催し、審議いたしました。この動力の装置というのは、温泉水を汲み上げるための掘った井戸に、用水ポンプを設置する申請です。裏面の2ページを御覧下さい。

審議の結果、2件のうち1件は「許可に支障なし」、もう1件は「継続審議」と決議いたしており、それに基づき同年7月29日に答申がなされております。3ページを御覧ください。

同年6月30日の温泉部会での審議の結果「継続審議」となった案件につきましては、同年8月31日に温泉部会を開催し、審議いたしました。この結果、「許可に支障なし」と決議いたしており、それに基づき同年9月22日に答申がなされております。

(浅野会長)

ありがとうございました。糸井部会長から審議の報告をいただきました。

1件については、詳しいデータをもっと取る必要があるということで、一度継続審議になりまして、次の審議では必要がないという結論に達したという御報告をいただいたところでございます。

何かこの御報告について、御質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。それではつづきまして、公園鳥獣部会に2件お諮りをしておりますので、これについて、伊澤部会長から御説明をよろしくお願いいたします。

(伊澤公園鳥獣部会長)

公園鳥獣部会長の伊澤でございます。よろしく申し上げます。

それでは、「白島鳥獣保護区特別保護地区の指定について」及び「保護回復事業計の策定について」の2件を御報告いたします。

本件につきましては、令和3年7月21日に開催されました、本審議会において、公園鳥獣部会に審議を付議されたものです。同年7月29日に公園鳥獣部会を開催し、審議を行いました。

まず、資料2「白島鳥獣保護区特別保護地区の指定について」御報告します。資料2を御覧下さい。本県は、白島鳥獣保護区特別保護地区について、現行の指定期間が満了することから、再度10年間の指定を行いたいというものでございました。

概要が3ページでございます。名称、面積、それから指定の理由等が記されております。位置図は5ページに、それからもう少し詳細な区域図は、その裏の6ページの方を御覧いただければと思います。

そして審議いたしました結果が、2ページでございます。本地域は、希少種の繁殖地、あるいは採餌場となっていることから白島鳥獣保護区特別保護地区の指定については、「適当である」と決議いたしまして、令和3年9月6日付で答申しております。

次に、資料3の「保護回復事業計画の策定について」を御覧ください。これは、福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例第33条1項の規定に基づき、知事が定めることとされております「保護回復事業計画」を策定したものです。本年度は、植物のキビヒトリシズカと、同じく植物のムラサキ及び昆虫のコバンムシの3種の保護回復事業計画を策定しております。それぞれの種の詳細な回復事業計画については、4ページ以降を御覧ください。概要といたしましては、3種共に生息状況の調査、生育環境の調査、生息地の環境改善、それから必要に応じて人工繁殖等の実施、そして普及啓発の推進等を定めております。

審議の結果、諮問案の一部を修正して審議会答申とすることが了承され、令和3年8月13日から26日までの間、県民意見公募を実施いたしました。その結果、提出された意見はございませんでしたので、2ページの答申書のとおり令和3年9月6日付で答申しております。

(浅野会長)

ありがとうございました。2件諮問を受けたことについて、部会で御審議をいただき、いずれも一部修正ということもありましたが、適当であろうということで、部会として決議をいただきました。そして、私の責任でこれを審議会の答申ということで、既に答申を知事宛に出しております。

今日、その御報告をいただいたわけではあります。何か御質問はございますでしょうか。特に後半の、伊澤部会長の御報告のうち保護回復事業計画について、御質問ございましたら、御遠慮なく挙手をお願いいたします。いかがでございますか。特にどなたからも御質問がないようでございます。それでは、保護回復事業計画については、このように実施をしていた

だくことにいたします。

次に、その他の報告です。福岡県の環境総合ビジョン、地球温暖化対策実行計画、生物多様性戦略と、この3つの重要な計画を今準備中でございますので、現段階の状況について説明し、御意見を賜りたいということでございます。

まず、福岡県環境総合ビジョンについて事務局から説明をお願いいたします。

(環境政策課：城石課長)

環境政策課長の城石と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。環境ビジョンについて御説明を申し上げます。資料4を御覧ください。

その他の報告のうち、福岡県環境総合ビジョンについて御説明をさせていただきます。資料4は、このビジョンについて先日お送りをいたしまして、今日お持ちいただいております概要の資料と、本日お手元にお配りをしております答申案でございます。こちらの概要を用いまして御説明をさせていただきます。

1枚お捲りをいただきますと、環境ビジョンの趣旨、計画期間等についてまとめております。

この環境総合ビジョンは、新たな県の総合計画策定中でございますけれども、この総合計画で示されます県全体の目指す姿や、政策展開の基本方向に沿いまして、環境分野の取組を示す計画となります。令和4年度からの5年間を計画期間として、第5次の計画を今回策定しようとするものです。

策定にあたりましては、新たな県の総合計画を踏まえますと共に、この後御報告をいたします、地球温暖化対策実行計画や、生物多様性戦略等の個別政策と統合させましたうえで、福岡県の環境の将来像を示すものでございます。また、近年の環境を取り巻く新たな状況の変化やSDGsの考え方を踏まえたものとしております。

スケジュールでございますが、今月パブリックコメントを実施いたしまして、1月に開催予定の審議会において、答申を受けましたのち2月定例議会へ提出する予定となっております。

それでは、答申案の概要につきまして御説明をいたします。次のページをお願いいたします。新たな環境総合ビジョンを策定のため、これまでに専門委員会を3回開催いたしまして、専門委員の皆様のお審議を経て現在の案に至っております。

答申案の第1章には、この環境総合ビジョンが、本県の環境部門における行政推進の大綱であることと合わせまして、県民、事業者、行政などすべての主体が、環境について考え行動する際の指針でもあることなど、環境総合ビジョンの基本的事項を示しております。

中ほどに記載しておりますとおり、地球温暖化、あるいは気候変動の問題の他、プラスチックごみや食品ロス問題、生物多様性の悪化といった、世界的にも一層強い対策が必要とされている事項に加えまして、前回の計画策定時に想像をすることも困難でした新型コロナウイルス感染症のパンデミックなどが、このビジョンの策定の背景に存在しております。

環境総合ビジョンでは、こうした各項目についての施策の方向を示しますと共に、先程も申しましたように環境問題に限らず関連する経済、社会、家庭に関しましてもSDGsのゴールの達成を目指すものとしております。次のページをお願いいたします。

答申案の第2章では、福岡県の環境の将来像をお示しいたします。この将来像を設定するうえで考える必要がある福岡県総合計画は、服部知事の下で初めての策定が進められております。

「笑顔で暮らせる福岡県」というフレーズがキーワードの一つになる事が検討されております。総合計画の内容を踏まえ、その他のフレーズは別途に調整を進めて参りますが、特に環境部門の将来像といたしましては、現在のところ「環境と経済の好循環を実現する持続可能な社会」を掲げることを案としております。これは、環境と経済が螺旋を描くように互いに影響しながら、どちらの質も向上し成長していく、それが持続する社会を目指そうとの考えでこの案としております。

合わせまして、環境の将来像に向けて進んでいくための施策の展開方向を7つの柱で示しております。

7つの柱は相互に関連するものですが、特に①経済社会のグリーン化と、②持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、の柱は複数の柱の推進に効果が見込まれる横断的な施策でありますため、図ではそれぞれ横に配置し、縦に伸びる各分野の各柱と繋がっている、あるいは重なりあっていることを表しております。

次のページからは第3章といたしまして、施策の展開方向を示しております。柱ごとに目指す姿、施策の方向、重点的に推進するプロジェクトと共に関連するSDGsのゴールを記載しております。

まず、第1の柱は、経済・社会のグリーン化—技術、システム、ライフスタイルのイノベーション—としております。

2050年カーボンニュートラルへ対応していくうえでは、経済及び社会において技術だけではない、社会システムやライフスタイルにおいても大きな変革イノベーションが必要と掲げ関係する施策等を記載いたします。

第2の柱は、持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり—多様な主体による環境啓発活動や、環境教育—としております。

持続可能な社会を目指すには、あらゆる主体が自ら、あるいは一緒になって環境負荷の少ない行動を実践することが必要と考え関係する内容を記載いたします。

この2つの柱は、各環境分野を統合的に推進していく、特に重要な柱であると考えまして今回策定しようとする第5次環境総合ビジョンにおいては、第1、第2の柱に位置付けております。次のページをお願いいたします。

第3の柱は、脱炭素社会への移行といたしまして、これまでのビジョンでは、低炭素社会の推進と設定していたものを改めまして、一層強力に地球温暖化、気候変動へ対策を講じることを記載いたします。

再生可能エネルギーの導入を促進していくことや、家庭、事業所等におけます、省エネルギーの取組を推進するための施策、気候変動へ適応するための具体的な対策等を示しております。

次に第4の柱でございますけれども、ここで一部資料の修正をお願いしたいと思います。皆様のお手元に資料4の訂正について1枚の紙をお配りしていると思います。下の方が誤りと書いてありますけれども、この循環型社会推進の中の施策の方向の部分の一番上、以前お送りした資料には、資源の消費抑制と記載しておりましたけれども、上の(2)を御覧いただきたいと思います。そこの施策の方向、一番上を赤字にしております「限りある資源の効率的な利用」、これが正しいものでございます。訂正の方をよろしくお願いいたします。

それでは、第4の柱でございます。第4の柱は循環型社会の推進といたしまして、資源の効率的活用と廃棄物の適正処理に関する内容を記載いたします。持続可能な消費と、生産を考えた事業活動、消費活動及び廃棄物の排出抑制と、リサイクルの促進など、いかに適正な処理を確保していくかについての施策等を示しております。次のページをお願いいたします。

第5の柱は、自然共生社会の推進です。豊かな自然の保全は、持続可能な社会に不可欠である一方、人と自然との調和、共存の関係が狂った場合、人と動物の共通感染症である新型コロナウイルス感染症のような事態が生じかねないことから、県では人と動物の健康及び環境の健全性が一つのものとする、ワンヘルスの理念を入れて取り組むとしております。この柱におきましてワンヘルスの実践に関係する内容を記載いたします。

第6の柱は、健康で快適に暮らせる生活環境の形成として、心地よい生活環境を保全していくための、大気、水質、土壌関係の保全等に関する内容を記載しております。特に大気環境のうちPM_{2.5}につきましては、2014年度までは、大陸からの流れ込みもあり、環境基準が達成できていない状況が続いておりましたけれども、昨年度の実績では、環境基準達成率98%というところまで改善されております。県におきまして、定期的に測定、監視を行っていることの実績や、汚染防止の対策など生活環境の保全のための施策等をお示しいたします。次のページをお願いいたします。

第7の柱でございます。国際環境協力の推進といたしまして、県内の環境技術がアジアの環境を改善していくことに関する内容を記載いたします。

現在は、コロナ禍により、容易に渡航できない状況ではございますが、アジア諸地域の環境対策の必要性や、現地からのニーズが依然高いものがございます。そのニーズに対しまして、現在の各地域の行政担当者とオンラインによる協議や研修会の開催等によりまして、現地の課題への助言や、人材育成を続けております。この他、本県で培われてきた環境技術を海外で展開させていくための方策を示しますと共にここでは、国際環境協力を実践されている県内の団体の活動を紹介いたします。

こうした7つの柱を設定いたしまして、本県の施策を体系づけたうえで、それらの施策の推進体制と進行管理につきまして、次の第4章に記載のとおり取り組むことを示しております。

県、県民、事業者、市町村など各主体による取組、あるいはこれらの各主体が連携しての取組、さらには県や国境を越えた取組など、計画の進捗管理などについて記載をしております。これらの取組による計画の進捗を図る指標と目標値を設定することとしておりまして、最後のページにその一覧を掲載しております。

指標の進捗状況は、毎年この審議会で御報告をさせていただきますと共に、環境白書におきまして公表いたします。今後、本日の審議会にて内容を反映いたしまして、今月中に環境審議会の方でパブリックコメントを実施いたします。

また、このパブリックコメントとは別に、市町村に対しましても直接意見照会を実施いたしまして、答申案をまとめる際の参考にすることとしております。説明は以上でございます。

(浅野会長)

どうもありがとうございました。少しお詫びをしたいことがあります。本日お配りしている分厚い答申案が、今日審議いただく内容になりますが、準備に時間がかかり初めて皆様にお渡しするという事になってしまいました。

今説明いただきましたのは、皆さんに事前にお配りした要約部分についてです。本来ならこの分厚い答申案を1つずつ説明しないといけないところですが、時間がなく、とても間に合いそうもありませんので、要約した資料でまず説明があったところです。

この分厚い答申案を忍耐強くしっかりお読みいただくと「これは何だろう」とか、「これはおかしいのでは」という可能性があることは、十分承知しております。本日の審議会のあと、この分厚い答申案に目を通していただいて疑問点がございましたら御意見をいただきたいと思っております。

パブリックコメントに付するため資料を修正するには時間がかかるかもしれませんが、最終的にはパブリックコメントを経て、この分厚い答申案をさらに手直しをして、もう一度この審議会の場でお諮りをする事になっております。今日、答申を決定するわけではありませんので、いただいた御意見はパブリックコメント後の次回の審議会にて、皆様に御了承いただく案の中に、可能な限り反映させたいと思っております。

それから賛否はともかく、よく分からないようなことがございましたら、御遠慮なく事務局宛てに御質問いただいて、次の審議の時には皆さんが内容を理解している審議ができるようにと思っておりますので、御了承をお願いします。

分厚い答申案は今初めて見るということになりますから、この資料に書いてあることを元に発言し辛いかもしれませんが、要旨として書かれていることや、今考えてみてこんなことも必要ではないか、ということでも構いません。すでに計画の中に記載していることであれば、事務局から「それは何ページを御覧いただければ、こんなふうに書いてあります」という説明ができることになると思います。御自由に皆様の御意見を伺い、是非多くの委員の御意見を反映させたいと思っております。このテーマについての御発言がありましたら、どうぞよろしく願いいたします。川崎委員、どうぞ。

(川崎委員)

何点か質問させていただきます。

概要書の4ページに③脱炭素社会への移行について、まず目指す姿の中に「地域の特性を生かした太陽光、風力等の再生可能エネルギーや水素エネルギーの活用」とありますが、この地域の特性とは何か、漠然としてよく分からなかったので確認したいことが一つあります。

同じく③脱炭素社会への移行で、太陽光とか風力発電の促進が謳われております、再生可能なエネルギーをこれから広げていくことは大事です。この推進に当たって国ではこれまでの規制を非常に緩和して、再生可能なエネルギーをもっと進めていこうということでその改定を行っていますが、これまで環境影響評価等に係る基準については、色々科学的な根拠に基づいて、基準が設定されたものを何か一気に、再生可能エネルギーの比率を高めるということと、根拠のないような判断で進められてきております。そこが、自然環境を蔑ろにしているのではないかと、非常に危惧しております。

風力発電の場合は、風の多いところが条件となってきますが、そのようなところは野生生物が移動するなど重要な場所も多くあります。設置の計画が出されて、地元の反対等が起こり、最終的に中止になった事例があります。例えば、下関の安岡地区の風力発電、洋上風力発電はいい事例だと思いますが、やはり地元の理解がない一方的な計画は、地元の反対が起きて、どうしても期間がかかってきます。

風力発電の進んだヨーロッパなどでは、行政で色々調査を行った上で設置して、良いところ悪いところを色分けした上で、設置して進めていくことがかなり進んでいて、それが基準になっているようなところもございます。

日本では、再生可能エネルギーがヨーロッパに比べて後進国でありますので、そういった中で、風力発電等進めていく上では、ゾーニングを考えていかないといけない。規制緩和で基準は下げたけれども、地元の理解無しに進めていくという懸念もあり危惧しておりますので、ゾーニングについての取組も今後検討していただきたいと思います。

それから、もう一点確認ですが、温暖化対策実行計画にも関係ありますが、家庭で太陽光発電などを取り組んでいく中で、ZEHのような省エネ住宅の普及促進支援を今後進めていくかと思えます。これを進めるに当たっては、例えば行政で補助等の支援を考えているのか、いわゆるその考えを普及していただけないのか、確認をしたい。

(浅野会長)

ありがとうございました。それでは、今の御質問3点ございました、事務局どうぞ。

(環境保全課：高橋課長)

地球温暖化対策を所管しております環境保全課の高橋と申します。まず、1点目の地域の特性についてお答えいたします。

地域の特性につきましては、例えば風の状態が安定しているところについては、風力発電を推進する、あるいは、ある程度の面積、平地の面積が確保できるようなところについては、太陽光発電が適しているかなどを地域特性として考えております。

2点目の御質問にございました、風力発電、あるいは太陽光発電等の設置に関してのゾーニングの考え方については、今回の国の地球温暖化対策推進法の改正により、再生可能エネルギーの導入を進めるにあたりまして、配慮すべき基準を国が定め、県がそれに加えて「どのような条件のところに設置すべきか」という配慮方針を定めるようになっております。

そして市町村におきましては、再生可能エネルギーを導入するため促進区域を定めただうえで、事業計画を認可するという法律上の仕組みがありますので、今後国の方針等を踏まえて、県及び市でゾーニングなどの取組が進んで行くと思われれます。

3点目のいわゆる省エネ型の住宅、ZEHについての推進につきましては、国が補助金の準備をしております、県でも住宅の省エネ性能を高めるためにどういうことができるか検討を進めているところでございます。以上でございます。

(浅野会長)

質問の2番目のアセスメントに関しては、私は太陽光発電をアセスに入れたり、風力発電をアセスの制度化する責任者です。「アセスが原因で設置が遅れた」と言われますが、最初から環境のことを考えて設置すればトラブルはなくて済みます。何も考えずに設置するとトラブルが起これ、結局長引いてしまいます。環境に配慮するということが余計なものだと考えられ、アセスが邪魔だと思われることがあります、それは全くおかしいと思っています。今回法改正で、行政が責任をもって「ここなら立地して何も問題ないだろうと考えられ、地域の方も御了解いただけるような場所を選び、その場所に立地をしたいという業者がいたときは、アセスの一番最初の手続きである配慮書は省略してもいいということになっています。

しかし、2番目の法定審議会の手続きについては、省略することは考えておらず今までどおりアセスをやっていたかかないといけません。ただアセスというのは、環境上どういう影響が生じるかをしっかり見て、それはこうすれば最少化できる、影響をあまり無いようにできる、ということを説明するための道具でしかありませんので、手間はかからないだろうと思っています。

今の御質問にありましたように、国の法律は、風力などについて国が直営でアセスを行うときは、規模の大きいものだけが対象となりました。全国の6県程度でアセスの条例がないのですが、それ以外の県は条例がありますので法律上の対象にならなければ自動的に県の条例の対象になります。

そのため、あまり御懸念されているようなことはないだろうと思います。福岡県は、私の考えでは今の県の条例をそのままにしていれば、最低基準がかなり下のところからアセスの対象にしないといけませんので、法律の対象にならないものについては県の条例の対象になります。必ずアセスの手続きを踏んでくださいとなりますので、その点については、御心配

ないだろうと思っています。

(浅野会長)

門上委員どうぞ。

(門上委員)

「環境と経済の好循環」は、非常にいいと思いますが、このままでは、ハードランディングになるのではと思っています。今日の新聞にありましたが、地球温暖化の専門家は「非常に厳しい」と考えているが、一般市民はそれほど厳しいと考えてないということでした。

ハードランディングと言った理由は、このまま色々な対策、イノベーション、技術革新だけでどうにかなるだろうと考える人がいるようですが、私はどうにもならないと考えています。どこかでライフスタイルを変える、生活レベルを下げるような時代に入るかもしれないと思っています。そうならないようにするには、市民の理解を得ながら、早目に対策をしていかないといけない。地球環境問題は日本だけではないですし、世界的にも解決が難しいと思っています。

2番の持続可能な社会を実現するための地域づくり、人づくりの中に、環境を考えて行動する人づくりの推進と書いてありますが、今言ったように地球温暖化を見ても、専門家と一般市民の考え方に非常にギャップがある。

実際問題として県民がどのように地球温暖化や生物の多様性をどう考えているのか。市民の方々の意見は完全に一つになることはないと思うが、理解を得るような努力をしないと、市民が生活の質を下げることになった時に、賛同は得られないと思う。そうなると対策がうまくいかないという話になるので、地球温暖化に対する市民の考え方はどうなのか、どのくらい理解してもらっているか、そのような基礎的な情報をまず集めることが大事だと思う。

以前は企業を規制していれば環境問題解決していたが、このような地球環境問題になると、企業を規制するだけではどうにもならない。我々のライフスタイルを変えていく必要がある。是非そのような視点も危機感をもって考えておく必要があると思う。

それと、もう1点。先ほどPM2.5は良くなりましたということでしたが、大気中の一般環境のPM2.5と室内環境でのPM2.5とどちらが健康リスクはあるのでしょうか。当然一般環境は外に行けば空気を吸いますから健康リスクがあります。県民のPM2.5のリスクを下げるということならば、室内でたばこを吸ったり、石油ストーブ炊いたりした場合、室内環境を良くしなければ健康リスクが、一般環境大気の大気を吸うリスクよりも遥かに高いと思います。総合的に人の健康リスクを考えていただきたい。

(浅野会長)

ありがとうございました。前半については御意見として、十分事務局は承ったということでよろしいかと思います。後半については、確かにその環境政策として議論する時には、一

般大気環境についての議論をしており、室内環境は公衆衛生の分野ですから、環境政策の枠外から外しています。これは残念ながら事実でありまして、こういう計画の時にも室内環境のことについては触れていない。御指摘のとおり、保健担当のセクションと共同の作業が必要と思います。室内環境について、何か御意見があるようでしたら、事務局どうぞ。

(環境部：小磯部長)

御質問ありがとうございます。やはり人の健康は、我々にとっても大きな目的でございます。御指摘いただいた、室内環境の件につきましては、保健医療の分野になりますが、当然我々としても保健医療分野と連携を取ることとしております。いただいた御意見は、担当部局にも伝えまして、保健医療分野の計画あるいは、総合計画の見直しに反映されているかどうか確認し、認識した上で担当部局と連携して進めていきたいと考えます。

(浅野会長)

よろしく申し上げます。他に御質問、御意見ございますか。井上委員どうぞ。

(井上委員)

今の環境総合ビジョン指標に関する資料ですが、資料4概要版の最後の7ページに「各指標の項目及び目標値は変更することもあります」と書いてあります。これはいつ固まると考えたらいいでしょうか。

2つ目の質問で、現状と目標値の数値を眺めていくと、経済社会のグリーン化の柱にある「新たに自動車の電動化や情報通信、カーボンニュートラル等、次世代技術に取り組む自動車関連企業数」と、「特区制度を活用して設備投資を行った企業数」が、この5年間の目標に達するのは厳しいと思う。この項目は、福岡県の努力よりも企業に依存した数値になってくると思いますけども、県としてはどういう指導をするのか、それから目標を達成するための支援の仕方を予定しているかお尋ねしたい。以上です。

(浅野会長)

「目標値を変更することがあります」というのは、パブリックコメントや最終決定の段階で、この数字のままになるかどうかは分かりません。それは、他の計画の検討状況とあるいは、県の総合計画の兼ね合いがあるので、それを見ながら、ここは数字が変わる可能性があるという趣旨です。

それから、企業がどのくらい取り組んでくださるか、現在9社あるものを50社にしようという目標を立てたことには背景があると思うので、どうしてこの数字になったかを事務局から説明をお願いします。

(環境政策課：城石課長)

指標につきましては、これまでの実績を踏まえまして共に、今後の施策が狙った効果を見据えまして項目と数値を設定しております。それぞれの担当部局で設定しておりますが、目指す姿に、少しでもできるだけ早期に近づけますように取り組んでまいります。

(浅野会長)

質問のありました自動車の電動化に取り組む企業数が、現在9社だが5年後に50社と目標が設定されている理由はどうでしょうか。

自動車関連の企業が福岡県にはとても多い。現在ガソリン車の部品しか作っていない企業が、発注企業が電気自動車の生産に変わるならば必然的に受注企業の仕事も変わる。それをできるだけ、前倒しで早く取り組んでいくことが福岡県の中小企業の生き残りになると、そういうことが考えられると思う。50社でも設定が甘いぐらいで、もっと増やさないといけないと思う。おそらく、50という数字は関連企業の十分の一ぐらいを見ているのではないか。そのことについて事務局で調べているならどうぞ。

(環境部：小磯部長)

担当部局と協議いたしましたして、現段階で9社ですが、今後は年間で10件程度は見込めるだろう、5年間でいけば50社程度いくだろうと、これまでの実績と伸びを見込んで設定しております。しかし、50社で満足してはいけない、当然上を目指していかないとはいけないと考えております。

(浅野会長)

よろしいですか。それでは、河邊委員どうぞ。

(河邊委員)

先程の門上委員の意見に、非常に共感するところでございます。指標一覧についてですが、例えばエコ事業所の登録事業所数、それからこどもエコクラブの登録団体数、環境講座のイベント件数食べ物余らせん隊の登録店舗数についてです。

この目標を立てることは非常に大切なことだと思いますが、登録をしたことによってその所属する人たちの意識がどう変化し、それが環境意識に対してどのように変化をもたらしたのかというところの確認が最も大事だと思います。環境問題は、とても身近な問題ですが、遠くの問題と意識する県民の人が非常に多いと思います。それをより身近に考えてもらうためには、まず環境に対しての意識を持ってもらうこと、その意識をもってどう変わったのかというところの確認が大事だと思う。そのことについては、どのようになさるのでしょうか。

(浅野会長)

これはずっと昔からの課題です。アウトカム指標、国の計画でも第1次計画を作ってから

20年間ずっと悩み続けていて、今だに答えが出てこないです。意識調査は、一つの方法ではありますが、その意識調査を受けた方を統計観測的に追いかけることは、不可能に近い。その都度相手が変わるから、ズレが生じてしまう。それから、その方の意識が何で変化したかを調べようすると通常のアンケートではとても無理です。アウトカムが必要であることは十分承知していますが、残念ながらこうした指標を議論する時に、本当にもどかしい思いをしています。アウトプットで抑えていく以外ないのが現在の状況です。

(河邊委員)

ありがとうございます。

(浅野会長)

岩熊委員どうぞ。

(岩熊委員)

指標について、一つ案として専門委員の中でこどもエコクラブの話は出ていましたが、総合ビジョンの31ページにもESDの項目があり、地域ESD拠点があります。全国で149団体が登録されている中で、福岡がまだ7団体。人を育てて行く団体を増やすことを指標としてはどうでしょうか。

(浅野会長)

ありがとうございました。事務局で十分検討させていただきます。ありがとうございます。他に御質問、御意見ございますか。川崎委員どうぞ。

(川崎委員)

先ほど回答いただいた件の追加で確認ですが、ゾーニングのところ、行政が促進区域を定めて進めていくという話がありました。促進区域を行政的に定める中で、地元の自治体とか漁業団体等から意見を聞くとありますが、環境保全の取組をやっている団体にも意見を聞いて、動植物への影響、漁業問題、産業問題、例えば宗像でしたら、沖ノ島が見渡せる区域は辞めてほしいというような意見もあるのではないかと。そうした地域の事情も広く聞いて、促進区域を定めていただければと思っています。

(浅野会長)

各市町村がどう協議会を作るかは、各市町村に任せられている。しかし、今の御意見のようなことは、県として十分反映できるように早い段階で市町村に対して、協議会への要望を発信いただくことが必要だろうと思います。他にございませんか。阪口委員どうぞ。

(阪口委員)

概要版にある指標の話ですが、今日いただいた答申案のところで比べてみると、例えば脱炭素社会への移行のところだと、指標は事業者あたりのエネルギー消費量になっていますが、答申案では排出量の表になっていて、消費量が減れば排出量は減るのだろうとは思いますが、この指標自体がどれだけ頑張らないと達成できない目標なのか、排出量が減っていますから自然と減るような目標なのかななど、目標値がどれだけチャレンジングなのかが分かりにくいと思うので、この指標のデータは答申案にも載せた方がいいと考えますがいかがでしょうか。

(浅野会長)

分かりました。考え方として、排出量ではなくエネルギー消費量をこれまで福岡県で設定している理由は、電力会社の努力で変わってしまう数字は、私達の努力を反映しない。つまり、石炭化学、石油化学しかなかったら、同じ電気を使ってもCO₂が多く出る。それが発電所で、再生可能エネルギーを使っただけだと、CO₂排出量は下がります。

それでは、電気を使う一人一人の努力とは関係なくなってしまう。我々の努力を一番よく反映しているのは、エネルギーをどのくらい使ったかということ。そこでしっかりエネルギーを無駄遣いしない、あるいは省エネの道具を使うなどすればこの数字は下がってきます。

結果的に温室効果ガスがどのくらいになったかは、発電所側の都合によっても上がったり下がったりします。全部石炭火力発電しかないという場合に県民が努力してないと言われなようにしないといけない。記載してある表の内容が合っていないことがあれば、修正します。よろしゅうございますか。それでは、あと2つ報告を受ける必要がありますので、次に進めさせていただいてよろしいですか。れでは次に、温暖化対策の計画について、事務局からどうぞ。

(環境保全課：高橋課長)

「福岡県地球温暖化対策実行計画」につきまして、御説明をさせていただきます。資料は、お手元に配付しております「資料5」という資料がございますので、これに沿って御説明させていただきます。それから、本日別に配付しておりますが、地球温暖化対策実行計画第2次案と書いたものがございますが、これが冊子の案になります。

本計画につきましては、本年1月に当環境審議会へ「諮問」を行うとともに、本審議会に設置いたしました専門委員会において集中的に審議をお願いしたところでございます。本日は、その審議結果を取りまとめましたので、御報告をさせていただくものでございます。

資料5の表紙を捲っていただきまして、「福岡県地球温暖化対策実行計画の改定について」というページを御覧ください。

この実行計画は、本県における地球温暖化対策を総合的・計画的に推進するための施策大綱でありまして、県民、事業者、行政の各主体が積極的に取組を行うための指針として2017

年3月に原稿計画を策定しております。本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「気候変動適応法」に基づく「法定計画」として位置付けられるものでございます。計画期間は、2017年度～2030年度の14年間でございまして、概ね5年ごとに見直しを行うこととしております。

改定の基本的な考え方といたしましては、国の方針すなわち、2050年度に温室効果ガス排出量実質ゼロ及び2030年度の温室効果ガス排出量46%削減というものを踏まえまして、地球温暖化ガス排出削減目標を設定することとしております。また、国の地球温暖化対策計画やワンヘルスの理念等の状況を踏まえすともに、福岡県総合計画や福岡県環境総合ビジョンと整合させ、具体的な施策を示すこととしております。

続きまして、計画案の概要でございますけれども、まず全体の構成をご理解いただくために本日お配りいたしました分厚い冊子を御覧いただきたいと思います。

表紙をめくっていただきまして、目次を御覧ください。本計画は7つの章から構成されておまして、第1章では、県民の皆様には計画の策定の背景をご理解いただくために、「地球温暖化の現状」や「国内外の動向」につきましてまとめるとともに、現行計画の点検や評価を行っております。先程門上委員から御意見ございましたが、県民及び県内事業者の意識調査、意向調査をした結果についての掲載をしております。

つづきまして、第2章では、計画策定の趣旨や目標年度などの基本的事項、それから第3章では、県の地域特性をまとめております。第4章で「温室効果ガス排出量の推計結果」をまとめた上で、それを踏まえまして、第5章で温室効果ガス排出削減目標を定めております。また、部門別の目標をお示ししますとともに、目標達成のための取組の方向性についてまとめております。第6章では、緩和策といたしまして、温室効果ガス排出削減に係る対策と吸収源対策についてまとめておまして、第7章では、気候変動の影響への適応策について記載をしております。第8章では、計画の推進体制・進行管理についてまとめております。

ここからは、計画案の要点を抜粋した資料5の方に戻りまして、御説明をさせていただきます。先程の資料の表紙から2枚目、ページ1とあります、カラーのページを御覧ください。

第1章の記載内容でございますけれども、「地球温暖化の現状」についてでございます。本年8月、各国の専門家でご構成いたしますIPCC（気候変動に関する政府間パネル）が公表いたしました第6次評価報告書におきましては、温暖化は人間の影響であることは疑いの余地がないこと、それから、たとえ1.5℃の気温上昇であっても高温や干ばつなどの極端な現象の頻度や強度が増加することなどが示されました。

世界の年平均気温は、1891年から2020年にかけて100年あたり0.75℃の割合で上昇していること、一方、日本の年平均気温は、1898年から2020年にかけて100年あたりで1.26℃の割合で上昇していることなどを記載しております。

次に、1ページの下、「地球温暖化の影響とその対策」についてです。

ここでは、地球温暖化による気候変動は、熱中症の増加、農作物の品質低下、動植物の生態系の変化など、さまざまな分野で影響をもたらしていること、また、生態系の崩壊が進み、

人と野生動物の生存領域が近接することなどで、新たな人獣共通感染症が発生するおそれもあることから、ワンヘルスの観点からも地球温暖化対策は重要な課題であること、それから、このような気候変動に対処するため、温室効果ガスの排出自体を削減する対策と森林等を保全する吸収源対策を合わせましたいわゆる「緩和策」とともに、気候変動の影響を防止・軽減するための「適応策」に取り組む必要があることなどを記載しています。

1 ページ捲っていただきまして、この内容を第3章に記載しておりますけれども「本県の気候」の現状と将来についてです。この章では、観測地点「福岡」の年平均気温は、100年あたり2.45℃の割合で上昇していること、それから、この値は、日本の年平均気温の上昇、先程申しました1.26℃ですけれども、それよりも大きくなっており、地球温暖化による上昇に加えまして都市化の影響や、より地域的な気候変動の影響を受けた結果と考えられること。それから21世紀末には、本県の年平均気温は約4.1℃上昇すると予測されていることなどについて記載をしています。また、本県における短時間強雨の年間発生回数は有意な長期変化傾向はみられませんが、本県の位置する九州北部地方では増加の傾向がみられております。21世紀末には、年平均で日降水量200mm以上の大雨の年間発生回数は約3倍に増加、それから1時間降水量50mm以上の短時間強雨の年間発生回数は約2倍に増加することが予測されていることを記載しております。

次に、その下の4.「計画の基本的事項」のところでございますが、これは第2章に記載しております。本計画の改定にあたりましての国内外の動向について簡単に説明をさせていただきます。ここには記載しておりませんが、計画案の方の6ページから7ページにかけて詳しく記載しております。

国内の状況でございますけれども、2015年にパリで開催されました気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）でございますが、これによって2020年以降の国際的な枠組みであるパリ協定が採択をされました。このパリ協定では「平均気温上昇を産業革命以前に比ばまして2℃未満に抑え、1.5℃以下に抑える努力をする」ということが世界共通の目標とされました。

国内では、昨年10月、政府が「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指す」ということを宣言し、また今年の4月には、「2030年度の温室効果ガス排出を2013年度から46%削減を目指す」ということを表明しました。そして、6月には、「地球温暖化対策推進法」が改正されまして、同法の基本理念といたしまして、2050年カーボンニュートラルが明確に位置付けられたところでございます。

こういった国内外の動向を受けまして、また関連する国の計画、先ほど浅野会長の方からお話がありましたが、地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画等を踏まえまして、本改定の議論を進めて参りました。

計画の位置付けといたしましては、冒頭に申し上げた法定計画であるとともに、福岡県環境総合ビジョンの部門計画という位置づけにもなっております。計画の期間は2017年度から2030年度、基準年度は2013年度、目標年度は中期目標が2030年度、長期目標が2050

年度でありまして、現行計画からの変更はございません。

続きまして、3ページでございますが、「温室効果ガスの排出量の現況と将来推計」についてでございます。現況について、2018年度の福岡県におけます温室効果ガス排出量は、4,769万トンとなっております。基準年度である2013年度から、23%減少しております。これは、省エネが進んでエネルギー消費量が減少したことに加えまして、再生可能エネルギーの増加や原子力発電所の再稼働等によりまして電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量が大幅に減少したことが主な要因となっております。

次に、将来推計でございますが、今後、これまでと同様の対策しか実施せずに推移した場合、中期目標年度である2030年度の総排出量は4,583万トンで、2013年度比26%減となる見通しでありまして、現況の2018年度から3%しか削減されないという推計結果となりました。この後に説明いたします新たな削減目標を達成するためには、追加的な対策の実施によりまして、温室効果ガスの更なる削減が必要となるということでありまして。

6の温室効果ガスの削減目標でございますが、これについては第5章に記載をしております。本県では、国の「2050年度温室効果ガス排出ゼロ」方針を踏まえまして、2050年の目指すべき姿といたしまして、「県内の温室効果ガス排出の実質ゼロ」を目指すことといたします。また、「2050年に福岡県の温室効果ガスを実質ゼロ」にするにあたりまして、中期目標といたしまして2030年度の温室効果ガスの削減目標を、「2013年度比46%削減」といたします。これらをグラフで示しますと、つぎのページ4ページの上の図5のようになります。

青い棒グラフがこれまでの温室効果ガス排出量の推移でございます。2030年度のところに記載しております灰色の棒グラフが将来の推計でございます。2018年度の排出量と比べますと、3%しか削減になっていないというところでございます。これを削減目標であります赤い棒グラフが削減目標の46%削減したものです。これとの差の20%分を追加的な対策により削減する必要があるというところでございます。そして、2050年度には実質の排出量ゼロを目指すというのが福岡県の計画でございます。なお、森林等によりまして二酸化炭素の吸収量は排出量の約1%程度というふうに推計されております。

続きまして、4ページから5ページにかけてが「部門別の目標と主な福岡県の緩和策の取組」について記載しております。県全体で46%削減目標を達成するためには、エネルギー分野や、家庭、業務、産業などすべての部門において積極的な取組が必要となります。本計画では、現行計画に引き続き部門別の目標を設定するとともに、取組の方向性を示しております。

温室効果ガス排出量の8割を占めます『エネルギー分野』に関しましては、洋上風力発電を始めとする再生可能エネルギーの最大限の導入に取り組みます。『再生可能エネルギー導入』に関する目標といたしましては、2026年度の再生可能エネルギー発電設備導入容量を、405万キロワットといたします。また、カーボンニュートラルポートの形成や、水素エネルギーの利活用の推進に取り組みます。県と市町村が連携して、エネルギーの地産地消などの地域の脱炭素化を推進いたします。

『家庭』部門に関する目標でございますが、2030年度における1世帯当たりの二酸化炭素排出量を、2013年度比で69%削減をいたします。これにつきましては、ここには記載しておりませんが別途一世帯当たりのエネルギー消費量の削減の目安としても示しております。家庭部門では、電力由来の二酸化炭素の排出が7割を超えるために、エネルギー削減効果が高い省エネ住宅の普及促進、省エネ機器の導入に取り組むとともに、県民一人一人が環境に配慮した行動や選択を行うなどのライフスタイルの転換を促進いたします。

『業務』に関する目標といたしましては、2030年度に60%の削減を目指します。業務部門でも、家庭と同様の取組といたしまして、オフィスビルなどの省エネ対策や省エネ設備の導入に取り組んで参ります。また、脱炭素経営などビジネススタイルの転換を推進して参ります。

『運輸』部門でございますけれども、これも削減目標として、37%の削減を設定しております。それから、『廃棄物』に関する目標といたしましては、一般廃棄物の総排出量として5%の削減を目指します。『産業』部門につきましては、現在大企業を中心に自主的な対策を取組まれておりますけれども、中小企業におきましても省エネや燃料の転換など脱炭素化を推進することが重要です。これらの詳細は、計画案の68ページから91ページに詳細に記載しております。

主な福岡県の緩和策の取組について、これは8ページの方に体系別に記載をしております。赤字の「新」としているものは、現行計画以降に取組を始めました新たな施策で、青字の「強」としておりますものは、現行計画の施策を強化したもので、それから緑字の「継」は現行計画に記載している施策を引き続き実施するものでございます。

先ほど御説明したとおり、再生可能エネルギーの導入促進ですとか、利用促進に係る新たな施策などに取組むこととしております。また、これについては後程御覧いただければと思います。

6ページに戻っていただきまして、個々には、「福岡県の適応策の取組」について示してございます。福岡県では、従来から取り組んでいます気候変動の適応に関した今までの取組に加えまして、新たな取り組みも含めて、この示します7つの分野ごとの施策と分野を横断した施策について整理をしております。

最後に、7ページでございますが、計画の推進体制・進行管理をまとめてございます。県としては、関係部局間の緊密な連携を図りながら、総合的に施策や、事業を推進してまいります。また、図にありますように本審議会、県民会議など様々な組織や、多様な主体との連携・協働によりまして、計画の推進を図ってまいります。

取組の進捗状況、削減目標の達成状況につきましては、毎年度、環境白書において公表しますとともに、本審議会等に報告を行い、御意見をいただき、施策へ反映させてまいります。以上が、実行計画改定についての説明となります。

今後のスケジュールでございますけれども、資料5の最初のページの5のところに記載し

ております。本日お示ししました計画案を本審議会の答申案としてパブリックコメントを実施いたします。その後、来年1月の環境審議会において答申をいただき、3月に公表する予定としております。以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(浅野会長)

この計画も先ほどと同じでありまして、これからパブリックコメントにかけまして、その結果を踏まえてさらに手直した資料を、もう一度審議会にお諮りする、こういう手順でございます。

本日は、パブリックコメントに付する案としてお出ししました分厚い本資料については、十分な御説明ができておりませんので、先程と同様ですが、後日、再度御覧いただいて何かございましたら御意見をお寄せいただけたらと思います。この計画案についてですが、御意見ございましたらどうぞ。

(森本委員)

環境カウンセラー協会の森本です。再生可能エネルギーの捉え方ですが、市民目線で言えば再生可能エネルギーというのは風力や、太陽光発電とか、自分たちの生活に身近でない。それは、行政や大企業がやるものだというあきらめに似た感じが多いと思います。

ですけれども、例えばそこに太陽熱利用というのを入れてもらえると、例えば太陽熱温水器、太陽の熱そのものが直接に水を温めて、家庭に供給できるわけです。そういう簡単なものが市民目線には分かりやすいです。

太陽光発電と、太陽熱利用というのは全く違うということを明白にして家庭でできる、私達でも取組ができることの一つに、太陽熱温水器とかがあれば中小のボイラーとかでも可能じゃないかと思えます。

硬い表現ばかりでなく、私たちの生活の中にできることは、電気を消すとか色々書いてあるけど、太陽熱そのものをただ設置するだけで利用できるという、そういう方法もあるという考え方を書いてもらえると、温暖化問題が身近な事になってくると思う。イニシャルコストを抑えて太陽熱温水器をつけることもできる。そういうことを家庭の取組、または再生可能エネルギーの導入のところに、入れていただけると市民の理解がしやすいかなと思います。是非市民目線に立ってそういう捉え方も記述していただきたい。

(浅野会長)

ありがとうございました。御要望、御意見として承っておきたいと思えます。太陽熱量については、この計画の中でも一応入れていると思えますが、もう一度事務局で確認をしていただければと思います。他にございませんか、門上委員どうぞ。

(門上委員)

国の方針が変わり46%、50%という数字を書かれていると思いますが、地域特性によって削減率とは当然変わってくるはず。福岡県などは、製鉄所や大きな石炭火力発電所もあるので減らしやすいところもある。

製鉄所の場合は、2030年には間に合わないかも知れませんが、2050年くらいまでには、もっと革新的な技術でCO2の発生量を減らすような形になると思いますが、それについては精査されているのでしょうか。業種や産業形態で違って来る。減らしやすいような形態があるのならば、もっと減らしていいと思います。是非そういう細かいところまで精査して作成してほしいなと思います。

もう一点、CO2については説明されていましたが、それ以外の温暖化ガスの発生量というのは、炭素換算でどれくらいあるのか全部求めているのでしょうか。

例えば、水田からのメタンの発生量を減らすような方法があるならば、それを途上国などに伝えれば、メタンの発生量を日本だけでなく、東南アジアの国は非常に役に立つ。メタンを減らすことによって世界的にこれも地域特性があるでしょうから、減らしやすい地域はもっともっと減らしていく。そういうふうに積極的に計算をしてもらいたい。

(浅野会長)

ありがとうございました。二酸化炭素以外の数値については、62ページに現状の数値と推計値が載っておりますので御覧ください。それから、地域ごとに特性があるので、どういう取組をしたらいいのかということは、地域ごとの取組のポイントを現計画にも載せてありますけれども、策定中の計画にも載せてありまして、全県同じであるという考え方はとっていません。

産業部門の扱いは難しいのですが、各自治体の計画で産業部門全体をどのように下げるといふ内容を書くことは、問題を含んでいます。企業が全国に工場を持っている場合には、どの地域で、どれだけ下げるといふのは、その企業の経営戦略と深く関りがございますから、各県がそれぞれ下げ欲しいと言っても企業の戦略に合わないことがある。

大きい企業については、全国平均値でこのくらい下がるであろうということを、とりあえず県の計画の中では概算として入れるしかない。主に力を入れるのは、中小企業、農業、生産業、一般家庭、商業などは、県が市町村と協力しながら一生懸命数字をあげていくということしかないだろうという考え方で全体の計画は作っています。福岡県は、日本の縮図みたいなところがあり全国の数字のバランスと合います。北九州市の場合は、産業がものすごく大きいですから、そこで数字を上げることができます。小倉の溶鉱炉が止まると、大きく下がるからです。福岡市の場合は交通と家庭などで下げる努力をしています。各自治体の努力を見ながら、県の計画はそれを足したものはどうなるか見ていくと、このくらいの数字になるということのでかなり細かく見ております。

どうぞ、他にございませんか。酒井委員、どうぞ。

(酒井委員)

酒井でございます。よろしくお願いいたします。

県民一人一人が意識を変えないとどうしようもない、大きな流れが変わる時代がきていると思います。そこで4ページの家庭部門を見た時に、家の建て直しや改修などでないとなかなか手が付けられないことが書いてある。太陽光発電だったりとか、そういうふうなものについては、徐々に手は付けられるものであったり、それから、意識を変えるというところというと、太陽光発電の方が身近でないかなと思ったりするので、先程の総合ビジョンのところにも、風力発電と共に太陽光の言葉が出ていましたけれど、それを県民が意識するためには、そこに少し力を入れたような表現の工夫をしていただくほうが、身近になってくると思いました。

(浅野会長)

はい。ありがとうございます。

本編の方では、家庭部門が75ページから後のところにあります。京都議定書を作った時には6%下げればよかったが、これはスイッチを消して歩くだけでも達成できるレベルの話でした。ところが、今そういうことではとても間に合わない、構造的な取組をやらないといけない状況になっている。発想を変える必要性は、国の計画の中でも盛んに出てきますし、福岡県もそこを少し意識しています。

例えば古い電気器具を新しいものに早めに買い替えるだけでも、エネルギーの消費が半分以下に下がることがあります。10年も経ったクーラーをまだ使っている方が多くいますが、物は大事に使いたいけれども、それを買い替えていただくだけで電気量が下がる。買い替えの促進についてむしろ言っていないといけないことは意識していますし、それがこの計画の考えです。このことをしっかり県民の方々にお伝えするという努力を、おっしゃるとおりやらないといけないと思います。買い替えができなければ、例えばカーテンを少し厚くすれば冬の暖房のエネルギーは少なくて済むというようなことを、繰り返しお伝えするということになると思う。そのために、温暖化防止推進センターがありますから、そういうところでしっかり発信をしていくことが、これからの課題になるだろうと思っております。

(酒井委員)

分かりました。

(浅野会長)

他にございませんか、後藤委員どうぞ。

(後藤委員)

お配りいただいた資料5の4ページのグラフですが、森林等によるCO2吸収の割合が、全

体の1%くらいという御説明をいただきました。これは1%程度しかないのは、福岡県特有なのかそれとも一般的に森林の吸収はこのくらいだということなのかを、御説明いただきたい。もう一つは、林業の促進、間伐なども含めて対策すれば、この1%がどのくらい上がるものなのかというのを教えてください。

(浅野会長)

1%というのは事務局から聞いて驚いたのですが、福岡県の森林の賦存状況と管理状況で言うと全体の県の中のCO2排出量の吸収というのが、その程度くらいしかないというのが、残念ながら事実のようです。

ただ、森林の管理をしっかりとすることによって、増やすことができるという可能性はあると思いますので、そのことについて事務局で数字を把握してれば説明をお願いします。

(環境保全課：高橋課長)

福岡県では、吸収量による効果は1%ですけれども、森林の多い県などは数パーセントという数字が出ているようでございます。

森林の管理によりまして、古い木を新しい木に植え替えて育てて行くと若い木の方がCO2の吸収量が多い訳でございますので、森林の更新により吸収量は増えていくと思います。今後適切な管理、あるいは植林を行う事でCO2の吸収効果は増えていくと思いますが、数字の方は手元に資料がございませんので、お答えができません。

(浅野会長)

森林管理、都市緑化といった工夫も大きいと思いますし、都市緑化の場合にはCO2吸収という以上に、ヒートアイランド現象の対策として非常に効果がありますので、それで都市全体のヒートアイランド化を防ぐことができますし、そこでの冷房のためのエネルギーを少なくすることができる効用がありますから、トータルに考える必要があるというのは先生御指摘のとおりです。ありがとうございます。

他に何か御発言ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。それでは、この件についての報告と質疑応答は以上にさせていただきます、最後になりましたが、「福岡県生物多様性戦略について」事務局から説明をいたします。

(自然環境課：新課長)

自然環境課でございます。資料6の「福岡県生物多様性戦略について」説明させていただきます。

資料を1枚めくっていただきますと、「福岡県生物多様性戦略の策定について」の1枚ものがございます。本県の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を体系的かつ計画的に推進するために策定するものでございまして、現在の戦略以降の新たな戦略でございます。

2の計画期間としまして、令和4年度から8年度の5年間でございます。3の策定の考え方でございますが、生物多様性基本法に基づく法定計画でございますが、先ほど説明がございましたが、上位計画であります「福岡県環境総合基本計画」を踏まえるとともに、「生物多様性国家戦略」と整合させまして、福岡県の生物多様性の将来像や具体的な施策を示すものでございます。

また、福岡県ワンヘルス推進基本条例に掲げられましたワンヘルス実践の基本方針を踏まえた生物多様性における取組の方向性を示すというものでございます。4の次期「福岡県生物多様性戦略案」の概要でございますが、後ほど御説明させていただきます。今後のスケジュール案でございますが、番号を6としておりますが、正しくは5でございます。大変失礼をいたしました。スケジュールにつきましては、11月にパブリックコメントをいたしまして、来年3月に策定をいたしたいというものでございます。

次にページを一枚おめくりいただきまして、カラー刷りの資料を御覧ください。第1章の福岡県生物多様性戦略の策定についてです。戦略策定に当たりまして、まず生物多様性とは何か、生物多様性をめぐる最近の動向や戦略の基本的事項等を記載しているものでございます。この1ページの上段でございます。生きものに「支えられる私たちの暮らし」としまして、私たちの暮らしは様々な生きものの恵みによって成り立っていること、生物多様性の概念として生きものや生態系の豊かさを示す生物多様性の3つのレベルの多様性の説明をしております。

2ページでございますが、生物多様性をめぐる最近の動向としまして、生物多様性条約締約国会議（COP）について、その状況などを記載しております。本年10月にCOP15第15回会議第1部が開催されまして、来年4月から5月にかけて第2部が開催される予定でございます。この第15回会議におきまして愛知目標後の生物多様性に関する国際的な新たな枠組みや目標が採択されることとされております。

3ページでございます。第2章は福岡県の生物多様性の特徴、そして第3章福岡県の生物多様性と生態系の現状と課題でございます。生物多様性の特徴といたしまして福岡県には豊前海、筑前海、有明海の3つの海に面しており、それぞれに流れ込みます筑後川、矢部川、遠賀川など個性的な河川がみられるという記載をさせていただいております。下段につきましては生物多様性の課題、そして生態系別の課題、森林生態系、農地生態系などの生態系別の課題などを記載しております。

4ページでございます。上の段でございますが、「目指す社会と目標」第4章でございます。2050年に実現することとしまして「生きものを支え、生きものに支えられる幸せを共感できる社会」を掲げております。この目指す社会実現に向けまして、青色囲みの4つの行動指針と、この行動指針のもと、どのような観点から取組を進めていくべきかを明確にするための今後5年間の目標を、4つの行動指針それぞれに2つから3つの目標、合計12の目標を設定しているところでございます。4ページ下段です。第5章、下段から6ページにかけて、第5章の行動計画について記載しているところでございます。

4ページ下段、行動計画策定の視点でございます。どのような視点でこの行動計画を策定したかということでございますが、1つ目「生物多様性の保全等に向けた取組を通して、ワンヘルスの実現に貢献する」でございます。新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに、

人と動物、そしてそれを取り巻く環境がそれぞれバランスよく健全であるべきというワンヘルスの考え方が、感染症対策や人と生き物の関り方などのキーワードとして大いに注目されているところでございます。本県におきましても今年全国で初めて「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を制定したところでございます。ワンヘルスの理念を踏まえ各種施策推進し、健全な生態系の維持・向上を図ることが必要だということでございます。

2つ目は、「日常生活を含む様々な社会経済活動に生物多様性を組み込む」でございます。生物多様性の損失を低減し、回復させるためには、人口減少や産業構造の変化への対応、顕在化する気候変動の課題への対応、人々のライフスタイルやビジネスの変革等に取り組み、日常生活や事業活動などあらゆる場面で生物多様性に配慮した行動の実践が必要だという視点でございます。

3つ目は、「人口減少社会や気候変動等の社会的課題に対し、自然を活用した解決の視点を導入する」でございます。グリーンインフラの中でも、特に生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）の普及と導入の働きかけが必要でございます。また、最近では、自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方である自然を活用した解決策（NbS）に対する関心が高まっております、この考え方や重要性について、啓発を進め、生物多様性の保全につなげていく必要がございます。

5ページ、6ページには行動計画4つの行動指針ごとに施策の方向性を記載しております。主な施策の説明をさせていただきます。5ページの目標1-1「自然や生きものの豊かさを体感し、生物多様性に対する理解を深めます」では、重点プロジェクトとしまして「生物多様性情報総合プラットフォームによる情報発信」を記載しております。これまで、県内の生物多様性に関する様々な情報は、バラバラになっていた部分がございます。その情報を一元化しましてプラットフォーム、情報を一元化したプラットフォームを今年度中に立ち上げ体系的にできるだけ分かりやすく発信、提供して参りたいというものでございます。目標1-2、1-3では、食品ロス削減の推進、里地里山里海の適切な管理などを記載しております。

行動指針2「生物多様性の保全と再生を図ります」には4つの目標を掲げております。目標2-1「重要地域を核とした生態系の保全・再生を図るとともに、それらをつなぐ生態系ネットワークの形成を進めます」では、重点プロジェクトとして「里地里山における生態系保全の推進」を記載しております。目標2-2では「希少種の保護・回復」、目標2-3では「侵略的外来種の拡大防止」、そして、目標2-4では「生物多様性に配慮した、開発工事の推進」などについて記載をしております。

6ページでございます。行動指針の3「生物多様性の持続可能な利用を図ります」でございます。3つの目標を掲げております。目標3-1では、重点プロジェクトといたしまして、「森林の有する公益的機能の発揮に向けた森林整備」を記載しております。目標3-2、3-3では、事業者向けの啓発や、持続可能な社会に向けたグリーンインフラの取組などを掲載しているところでございます。

行動指針4の「生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します」には2つの目標を掲げております。目標4-1、4-2では、国土利用計画や、農林水産振興計画、基本計画など、県の各種計画における生物多様性保全等の視点の導入を進めてまいります。

7ページでございます。第6章「推進体制と進行管理」でございます。多様な主体の連携によりまして、戦略を着実に推進しますということでございます。県民、NPO、企業・事業者、農林漁業者、教育・研究機関、それと国、県市町村が情報共有、連携・協働しながら戦略を着実に推進していくというものでございます。

8ページは、数値目標でございます。行動指針ごとに数値目標をまとめたものでございます。戦略策定に当たりまして、9名の専門委員によります生物多様性戦略専門委員会におきまして検討を重ね、策定を行っているところでございます。

今月4日にも戦略専門委員会を開きまして、その中で御指摘もございました。まだ反映されていない部分もございますが、本日この審議会でもいただきました意見と共に、最終案に向けて色々検討を行っていきたいと考えております。説明は以上でございます。

(浅野会長)

生物多様性戦略の改定について、事務局から説明をいただきましたが、何か御質問なり、御要望なりございますでしょうか。どうぞ、田中委員。

(田中昭代委員)

この項目の中では、多様性ということで森林、河川の野生動物がございませぬけども、福岡県は佐賀、熊本、大分と大気質や水質など諸々繋がっていますので、その連携についてはこの中に盛り込まなくてもいいのでしょうか。行政区分として分かれていますので、そこは必要ないとお考えになるのかお伺いしたい。

(浅野会長)

希少種の保護などは、隣県との協力関係があると聞いていますが、事務局いかがでしょうか。

(自然環境課：新課長)

希少種につきましては、国の種の保存法によって、まずは、全国的に国内の希少種というのを決められておるところでございます。県は昨年度、希少種保護の条例を作りまして、県におきまして、保護する希少種というのを決めたところでございます。他県との希少種に関する情報につきましては、福岡県では指定種というのを、20種類決めたところでございます。他県は他県で決まりがございませぬ。他県ならではのものというものもございませぬ。

希少種につきましては、一般的に情報共有は、行われておりませぬけれども、県境などにおきましては色々な希少種がどういう状況なのかということは、情報交換可能かと思っております。野生動物につきましては、シカ、イノシシなどは、県を超えて、県を跨いで移動するものでございませぬ。それらについては他県の大分県、佐賀県と情報などを共有していつているところがございます。

(浅野会長)

特に筑後川のように県を跨がっている河川がありますから、そこでの生態系、あるいは生物多様性を考えるときには、協力が必要です。その点が、この素案の中でどのくらいあるか把握しておりませんが御指摘のとおりですので、関係する自治体との協力もあっていいと思います。渡り鳥の場合には、福岡県堺で頑張ってもしょうがないところがあり、飛んで行く先の県と協力が必要だと思いますから、様々な形で生態系ネットワークの関連の中での協力が必要だと思います。他にございませんか、後藤委員どうぞ。

(後藤委員)

2点質問です。まず1点目に、騒音について154ページを見ると、生物多様性地域戦略が7市で策定され目標を超えたとのことですが、この7市の中で福岡市と糸島市は隣接しており、福津市、古賀市も隣接して同じ流域・海岸ということで、地域間の連携が重要になってくると思う。また、より多くの自治体が計画を策定して連携が取れるような地域戦略が必要かと思うが、各自治体の地域戦略の策定にあたって県がどういう役割を果たしているのか、今後どういう自治体を増やしていくのか教えていただきたい。

(自然環境課：新課長)

県内では7市が生物多様性地域戦略を策定しております。生物多様性戦略を他の計画と一緒に策定し、地域戦略と呼んでいる場合もあります。策定する際は、県に相談があり地域戦略の統合性を取っているところがございます。その地域特性に合った戦略を作るという視点で、様々な相談を受け助言、指導を行っています。

(後藤委員)

2点目の質問は、素案の126ページに記載のラムサール条約湿地に関する取組についてです。福岡県内に様々な生態系豊かな湿地があると思うが、県が条約登録に向けて予定している湿地などがあれば教えていただきたい。

(自然環境課：新課長)

ラムサール条約湿地の登録に向けて、まず地域の方々の理解を得ることが大切でございます。県内で登録に向けた動きもございしますが、今は地域の方々の理解を得るという段階のところであり、そこをクリアしてからどうなるかというところがございます。

(後藤委員)

平尾台は登録されていますか。

(浅野会長)

平尾台は学校の子供たちが市中の登録を求めている動きがあります。プログラムにはまだで至ってないのでしょうか。

(自然環境課：新課長)

はい、これから地域の意見をまとめていくというところでございます。

(浅野会長)

他にございませんか。それでは、時間を過ぎておりますので、質疑はこのくらいにさせていただきます。今日3つ事務局から説明いただきました計画につきましては、本日の各委員からの御意見を踏まえて、さらに必要な修正があれば対応いたします。

今後パブリックコメントを行う予定であり、それまでに修正が間に合わない場合にはパブリックコメントでの御報告の段階で修正をさせていただきます。修正やパブリックコメント案の決定については、私に一任いただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(浅野会長)

どうもありがとうございます。一任いただきましたので、今後必要な措置を講じた上でパブリックコメントを行いたいと思います。それでは、事務局何か他にありましたら、どうぞお願いいたします。

(環境政策課：牧草企画広報監)

浅野会長、進行ありがとうございます。委員の皆様におかれましては、熱心に御審議をいただきありがとうございました。当審議会の御意見を十分に踏まえ、今後の施策を進めてまいりたいと思います。また、今後ともなお一層の御指導、御支援を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。これをもちまして、令和3年度第2回福岡県環境審議会を終了いたします。本日は、誠にありがとうございました。